

## 但馬銀行カードローン ご契約手続きのご案内

このたびは、「但馬銀行カードローン」のお申込みをいただき、誠にありがとうございます。  
 つきましては、仮承認となったお申込にかかるご契約手続きをお取りいただきたく、以下の事項をご確認のうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。  
 なお、専用カードは、下記1.に記載された必要書類が当行に到着し、所定の手続きが完了した後、ご自宅に郵送させていただきます。お急ぎの方は、振込融資をご利用ください。

- 必ず1週間以内に下記の必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。ご提出が遅れた場合は、再度お申込が必要となる場合がございますのでご注意ください。
- 仮審査申込時に届出をいただいた内容が「借入申込書」の記載内容やご本人確認書類の内容と相違している場合、または他のお借入状況によっては、本カードローンをご契約いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 仮審査申込時の内容と下記1.に記載された必要書類により、正式審査手続きをさせていただきます。審査に時間がかかる場合や審査の結果によっては、本カードローンをご契約いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 1. ご提出いただく必要書類（お申込書類、ご本人確認書類）

| 書類名  | ご注意事項  |
|--|--|
| <b>4枚目</b> 但馬銀行カードローン借入申込書兼<br>当座貸越契約書兼保証委託申込書兼<br>保証委託契約書 | 太枠内のすべての項目について、はっきり正確にご記入ください。   |
| <b>5枚目</b> 但馬銀行カードローン暗証番号届出書                               | 太枠内のすべての項目について、はっきり正確にご記入ください。   |
| ご本人確認書類 提出用台紙  | 現在有効で、かつ氏名・住所・生年月日が記載された、次のいずれかの顔写真付公的本人確認書類のコピーをご用意ください。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証（表面。変更事項のある方は両面）</li> <li>○パスポート（写真および住所のページ）</li> <li>○個人番号カード（表面。通知カードは不可）</li> </ul> ※外国人の方は、上記のいずれかの書類に加え、永住許可を受けていることが分かる書類 |
| 所得証明資料<br>※ご契約予定の貸越極度額が50万円を超える場合のみ                        | 直近分の公的所得証明書または源泉徴収票のコピーをご用意ください。<br>※個人事業主の方は納税証明書(その2)または税務署受領印のある確定申告書の写しをご用意ください。   |

### 2. 書類のご送付

「FAX送信」、「郵送」のいずれかにより書類をご送付ください。

Tポイント付与を希望される場合に、別途印刷して使用いただく「Tカード番号申請書兼同意書」はFAXでは送付いただけません。必ず郵送でご送付ください。

| F A X 送 信   | 郵 送  |
|---|--|
| 下記FAX番号あてに、ご用意いただいた必要書類をご送信ください。<br><b>FAX:0796-26-3112</b><br><b>24時間 365日受付</b><br>送信の際は、番号をよくご確認のうえ、誤送信されませんようご注意ください。<br>また、書類の読取方向(表・裏)についても、十分ご確認のうえ送信ください。 | この申込書類中の最終ページに、専用宛名ラベルを用意してございますので、定型封筒に貼付してご利用ください。<br>※お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。<br>※専用ラベルは、剥がれないようしっかりと封筒に貼付ください。 |

### 3. ご注意事項

- (1) 必ず、お申込みのご本人さまがご記入ください。また、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 書類のご提出後、ご契約内容等確認のご連絡をさせていただく場合がございます。ご連絡が取れない場合、お手続きに時間がかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 提出された書類に不備等がある場合、再度提出をお願いする場合や、お手続きに時間がかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先  
 但馬銀行 個人ローン部

**TEL:0796-26-3104**

受付時間／平日 9:00～17:00（ただし、銀行休業日を除く）

## ご送付前にご確認いただきたい事項について

**必ず1週間以内に必要書類をご送付くださいますようお願いいたします。  
ご送付が遅れた場合は、再度お申込が必要となりますのでご注意ください。**

必要書類：以下の書類をご送付ください。

- ① 但馬銀行カードローン借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書  
兼保証委託契約書
- ② 但馬銀行カードローン暗証番号届出書
- ③ ご本人確認書類 提出用台紙

**提出された書類に不備・不足等がある場合、再度提出をお願いする場合や、  
お手続きに時間がかかる場合がございますのでご注意ください。**

また、以下の項目は特に不備が多い箇所ですので、必要書類を送付される前に、再度ご確認ください。

- ご本人確認書類のコピーが不鮮明でないか確認してください。  
※運転免許証の有効期限が黒くつぶれて判読できない場合があります。
- 送付いただくご本人確認書類に記載の氏名・住所・生年月日は、借入申込書にご記入いただいた内容と相違がないかご確認ください。
- ご本人確認書類と、借入申込書にご記入の字体が相違していないかご確認ください。  
※「高」と「髙」、「辺」と「邊」等、本人確認書類の字体の表記と合わせてください。
- 暗証番号届出書の暗証番号は、正しく記入されているかご確認ください。  
※連続した数字（『0000』等）や生年月日、電話番号等の推測されやすい番号ではお受付できませんので  
ご注意ください。

次のいずれかにより書類をご送付ください。

| FAX送信  | 郵送   |
|--|--|
| 下記FAX番号あてに、ご用意いただいた必要書類をご送信ください。<br><b>FAX:0796-26-3112</b><br>24時間 365日受付<br>送信の際は、番号をよくご確認のうえ、誤送信されませんようご注意ください。<br>また、書類の読取方向(表・裏)についても、十分ご確認のうえ送信ください。 | この申込書類中の最終ページに、専用宛名ラベルを用意して<br>ございますので、定型封筒に貼付してご利用ください。<br>※お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。<br>※専用ラベルは、剥がれないようしっかりと封筒に貼付<br>ください。 |

### ご契約時の 振込融資を ご希望の方 【ご留意事項】

- ローンカードのお届けには、ご契約手続き完了後1週間ほどかかります。お急ぎの方は、振込融資をご利用ください。  
ローンカード到着前にご指定の口座に融資金を振込みます。  
振込融資を希望される方は、借入申込書の所定の欄に振込希望金額をご記入ください。  
提出された書類に不備がある場合は、振込できませんのでご注意ください。
- 振込口座名義がカードローンのご契約者名と同一でない場合は、振込できませんのでご注意ください。  
口座なしタイプの場合、但馬銀行以外の口座もご指定いただけますが、ご本人名義の口座に限ります。  
口座ありタイプの場合、ご返済用に指定の普通預金口座となります。
- 振込可能な金額は、ご契約金額が上限となります。  
振込希望金額欄にご契約金額を超えた金額を記入いただいた場合は、ご契約金額の振込とさせていただきます。

① 銀行に送付

但馬銀行カードローン借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社但馬銀行 御中
保証委託先 株式会社オリエンコーポレーション 御中
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中
アイフル株式会社 御中

申込人は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)...に別紙「個人情報の取扱いに関する同意事項」に同意の上、下記のとおりローンの申込をします。

- 申込人は、銀行および保証会社(以下「銀行等」という。)...の審査の結果、融資が受けられない場合が生じても、異議を述べません。
申込人は、当座貸越契約(ご契約口)は、ローン口座開設日とし、銀行が記入するものとします。
申込人は、保証審査申込書と借入申込書...と本人確認書類の記載内容が相違している場合には、[承認]が取り消しとなる場合があることについて異議を述べません。
申込人は、銀行および保証会社が自宅...勤め先...携帯電話に電話および郵送で連絡することを承諾するものとします。
申込人は、本取引の届出印は、口座ありタイプの場合は返済用預金口座の届出印、口座なしタイプの場合は本書に押印する印鑑を銀行に対する本貸出取引に使用する届出印とすることに同意します。
私は、FAXによる申込の場合、銀行において判断可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

■必ずお申込人ご本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

お申込日 令和 1 年 5 月 7
ご契約日(銀行記入) 令和 年 月 日
お名前(自署) 但馬 太郎

契約内容
貸越極度額 (10万円単位) 100 万円
利率 (保証料を含む) 年 13.8 %
保証区分
契約期間 1年(自動更新)
取引目的 融資
返済方法 別紙「但馬銀行カードローン当座貸越契約規定」をご覧ください。

\*「貸越極度額」、「利率」、「保証区分」は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした内容をご記入ください。

返済タイプ
ご返済タイプ
返金タイプ
返金先
返金口座
返金金額
返金回数

お名前
フリガナ タジマ タロウ
但馬 太郎
性別 男
生年月日 昭和48年1月23日
ご自宅住所
フリガナ ヒョウゴケントヨオカシチヨダチョウ1-5
〒 668-0032
兵庫県豊岡市千代田町1番5号
電話番号
ご自宅 (有)・無 079-123-1111
携帯電話 (有)・無 090-1234-1111

振込融資をご希望の方
契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください。
振込希望金額 50 万円
振込先(本人名義のみ)
普通預金口座番号(右詰め)
暗証番号
5枚目にご記入ください

(銀行使用欄)
保証番号
取引時確認済の確認方法
承認者印
決裁印
合議印
役員者印
受付印

ご記入箇所を訂正される場合、二本線で訂正のうえ、届出印を訂正箇所にご捺印ください。
※お名前および貸越極度額の訂正はできませんので、新しい用紙にご記入ください。

お名前
フリガナ タジマ タロウ
但馬 太郎
ご自宅住所
フリガナ ヒョウゴケントヨオカシチヨダチョウ1-5
〒 668-0032
兵庫県豊岡市千代田町1番5号

私がカード取引に使用する暗証番号を右記のとおりにお届けします。

暗証番号
○ △ ● □

暗証番号には、事故防止のため、生年月日・電話番号・同一数字4桁等の推測されやすい番号はご指定いただけません。

RQ48650

貸越極度額・利率は、審査結果のご連絡の際にお伺い・お伝えした金額・利率をご記入ください。

保証区分は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした区分にチェックをしてください。

ご記入日がお申込日となります。

③ 銀行に送付

暗証番号届出書

について
00]など)や生年月日、電話番号などので、ご注意ください。
番号の変更をお願いするため、お手続き

Table with 5 columns: Loan Card Type, Card Delivery Method, 1 (Postal), Issuance Reason, 1 (New)

# 但馬銀行カードローン借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社 但馬銀行 御中  
保証委託先 株式会社オリエントコーポレーション 御中  
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中  
アイフル株式会社 御中

申込人は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)に別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」に同意のうえ、下記のとおりローンの申込をします。なお、株式会社オリエントコーポレーション保証付により取扱う場合は、株式会社オリエントコーポレーションに対して、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社保証付により取扱う場合は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社に対して、アイフル株式会社保証付により取扱う場合は、アイフル株式会社に対して保証を委託(保証委託先を以下「保証会社」という。)するものとし、借入金額その他の条件は、銀行宛提出の当座貸越契約書によって確定し、また、保証条件は保証会社宛提出する保証委託契約書に基づき、各々その条項に従い債務弁済の義務を履行することを約束いたします。また、この申込にあたり、以下の条項に同意いたします。

- 申込人は、銀行および保証会社(以下「銀行等」という。)の審査の結果、融資が受けられない場合が生じても一切異議を述べません。この場合に申込人が借入申込時に差し入れた借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書および関係書類は無効とし、かつ返却されないことに異議を述べません。
- 申込人は、当座貸越契約日(ご契約日)は、ローン口座開設日とし、銀行が記入するものとします。
- 申込人は、仮審査申込書と借入申込書・ご本人確認書類の記載内容が相違している場合には、「仮承認」が取り消しとなる場合があることについて異議を述べません。
- 申込人は、銀行および保証会社が自宅・勤め先・携帯電話に電話および郵送で連絡することを承諾するものとします。
- 申込人は、本取引の届出印は、口座ありタイプの場合は返済用預金口座の届出印、口座なしタイプの場合は本書に押印する印鑑を銀行に対する本貸出取引に使用する届出印とすることに同意します。
- 私は、FAXによる申込の場合、銀行において判読可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

■必ずお申込人が本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。  
お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

|  |         |                |    |   |   |   |
|--|---------|----------------|----|---|---|---|
| 私は、標記ローンを申込むにあたり、上記記載事項および別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」の各条項を理解したうえで同意します。 | ご署名(自署) | お申込日           | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|  |         | ご契約日<br>(銀行記入) | 令和 | 年 | 月 | 日 |

|      |                     |     |        |  |      |                                |
|------|---------------------|-----|--------|--|------|--------------------------------|
| 契約内容 | 貸越極度額 ※<br>(10万円単位) | 万円  | 保証区分 ※ | <input type="checkbox"/> 保証会社保証なし<br><input type="checkbox"/> ㈱オリエントコーポレーション保証付<br><input type="checkbox"/> SMBCコンシューマーファイナンス<br>㈱保証付<br><input type="checkbox"/> アイフル㈱保証付 | 契約期間 | 1年(自動更新)                       |
|      | 利率 ※<br>(保証料を含む)    | 年 % |        |  | 取引目的 | 融資                             |
|      |                     |     |        |  | 返済方法 | 別紙「但馬銀行カードローン当座貸越契約規定」をご覧ください。 |

※「貸越極度額」、「利率」、「保証区分」は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした内容をご記入ください。

|        |                               |  |                             |       |    |                           |  |  |  |  |
|--------|-------------------------------|--|-----------------------------|-------|----|---------------------------|--|--|--|--|
| ご返済タイプ | <input type="checkbox"/> 口座あり | <input type="checkbox"/> 口座なし<br>※口座ありタイプの方はご記入ください。 | ご返済用<br>口座                  | 取引支店名 | 支店 | 口座番号<br>(普通預金)<br>※右詰めで記入 |  |  |  |  |
|        | <input type="checkbox"/> 口座なし |  | ※口座なしタイプの方の取引店番は 373 となります。 |       |    |                           |  |  |  |  |

|       |      |     |      |     |     |      |    |   |   |   |
|-------|------|-----|------|-----|-----|------|----|---|---|---|
| お名前   | フリガナ | 届出印 | 印    | 性別  | 男・女 | 生年月日 | 昭和 | 年 | 月 | 日 |
| ご自宅住所 | フリガナ |     |      |     |     |      |    |   |   |   |
| 電話番号  | ご自宅  | 有・無 | 携帯電話 | 有・無 |     |      |    |   |   |   |

**振込融資をご希望の方** 契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください。  
ご契約時に、ご指定の口座※に振込希望金額(貸越極度額を上限)をお振込みいたします。  
※口座ありタイプの方は、ご返済用口座となります。

〈口座なしタイプの方のみ〉

|        |             |               |
|--------|-------------|---------------|
| 振込希望金額 | 振込先(本人名義のみ) | 普通預金口座番号(右詰め) |
| 万円     | 銀行<br>信用金庫  | 支店            |

※振込先の口座名義がカードローンのご契約者名と同一でない場合、振込できませんのでご注意ください。

|             |
|-------------|
| 暗証番号        |
| 5枚目にご記入ください |

(銀行使用欄)

|      |  |  |     |     |      |     |
|------|--|--|-----|-----|------|-----|
| 保証番号 | 取引時確認済の確認方法  | 確認者印   | 決裁印 | 合議印 | 役席者印 | 受付印 |
|      | <input type="checkbox"/> 通帳<br><input type="checkbox"/> C/D<br><input type="checkbox"/> 面識有り | <input type="checkbox"/> 届出印<br><input type="checkbox"/> 公的書類<br><input type="checkbox"/> 申告 | 可 否 |     |      |     |

## 但馬銀行カードローン 暗証番号届出書

株式会社 但馬銀行 御中

## 暗証番号のご記入について

ご記入いただく暗証番号が、連続した数字（『0000』など）や生年月日、電話番号など推測されやすい番号の場合は、お受付できませんので、ご注意ください。

※受付できない暗証番号をご記入いただくと、暗証番号の変更をお願いするため、お手続きに時間がかかる場合がございます。

|       |           |     |   |
|-------|-----------|-----|---|
| お名前   | フリガナ      | 届出印 | 印 |
| ご自宅住所 | フリガナ<br>〒 | —   |   |

私がカード取引に使用する暗証番号を右記のとおりにお届けします。

| 暗証番号 |  |  |  |
|------|--|--|--|
|      |  |  |  |

|          |                    |         |           |      |           |
|----------|--------------------|---------|-----------|------|-----------|
| ローンカード種類 | 64<br>(但馬銀行カードローン) | カード交付方法 | 1<br>(郵送) | 発行理由 | 1<br>(新規) |
|----------|--------------------|---------|-----------|------|-----------|

RQ48650

## ご本人確認書類 提出用台紙

運転免許証、個人番号カード等のカード型本人確認書類については、コピーを下記の枠内に貼付ください。  
他の本人確認書類をご用意される方は、貼付せずに送付ください。

表面

裏面

運転免許証の裏面に変更事項の記載がある  
場合、裏面のコピーを貼付ください。

## ご本人確認書類は必ず鮮明にコピーしてください。

(写真部分、運転免許証の有効期限部分等、黒くつぶれやすいため、特にご注意ください。)

- ⚠ 不鮮明な箇所がある場合、不足部分がある場合等、再度ご提出をお願いする場合がございます。  
※再提出後のご契約手続きとなります。

## ご本人確認書類について

現在有効で、かつ氏名・住所・生年月日が記載された、次のいずれかの顔写真付公的本人確認書類のコピー

- 運転免許証(表面。変更事項のある方は両面)
- パスポート(写真および住所のページ)
- 個人番号カード(表面。通知カードは不可)

※外国人の方は、上記のいずれかの書類に加え、永住許可を受けていることが分かる書類

# 但馬銀行カードローン借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社 但馬銀行 御中  
保証委託先 株式会社オリエントコーポレーション 御中  
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中  
アイフル株式会社 御中

申込人は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)に別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」に同意のうえ、下記のとおりローンの申込をします。なお、株式会社オリエントコーポレーション保証付により取扱う場合は、株式会社オリエントコーポレーションに対して、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社保証付により取扱う場合は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社に対して、アイフル株式会社保証付により取扱う場合は、アイフル株式会社に対して保証を委託(保証委託先を以下「保証会社」という。)するものとし、借入金額その他の条件は、銀行宛提出の当座貸越契約書によって確定し、また、保証条件は保証会社宛提出する保証委託契約書に基づき、各々その条項に従い債務弁済の義務を履行することを約束いたします。また、この申込にあたり、以下の条項に同意いたします。

- 申込人は、銀行および保証会社(以下「銀行等」という。)の審査の結果、融資が受けられない場合が生じても一切異議を述べません。この場合に申込人が借入申込時に差し入れた借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書および関係書類は無効とし、かつ返却されないことに異議を述べません。
- 申込人は、当座貸越契約日(ご契約日)は、ローン口座開設日とし、銀行が記入するものとします。
- 申込人は、仮審査申込書と借入申込書・ご本人確認書類の記載内容が相違している場合には、「仮承認」が取り消しとなる場合があることについて異議を述べません。
- 申込人は、銀行および保証会社が自宅・勤め先・携帯電話に電話および郵送で連絡することを承諾するものとします。
- 申込人は、本取引の届出印は、口座ありタイプの場合は返済用預金口座の届出印、口座なしタイプの場合は本書に押印する印鑑を銀行に対する本貸出取引に使用する届出印とすることに同意します。
- 私は、FAXIによる申込の場合、銀行において判読可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

■必ずお申込人ご本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。  
お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

|  |         |                |    |   |   |   |
|--|---------|----------------|----|---|---|---|
| 私は、標記ローンを申込むにあたり、上記記載事項および別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」の各条項を理解したうえで同意します。 | ご署名(自署) | お申込日           | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|  |         | ご契約日<br>(銀行記入) | 令和 | 年 | 月 | 日 |

|      |                    |     |       |   |      |                                |
|------|--------------------|-----|-------|---|------|--------------------------------|
| 契約内容 | 貸越極度額※<br>(10万円単位) | 万円  | 保証区分※ | <input type="checkbox"/> 保証会社保証なし   | 契約期間 | 1年(自動更新)                       |
|      | 利率※<br>(保証料を含む)    | 年 % |       | <input type="checkbox"/> ㈱オリエントコーポレーション保証付<br><input type="checkbox"/> SMBCコンシューマーファイナンス<br>㈱保証付<br><input type="checkbox"/> アイフル㈱保証付 |      | 取引目的                           |
|      |                    |     |       |   | 返済方法 | 別紙「但馬銀行カードローン当座貸越契約規定」をご覧ください。 |

※「貸越極度額」、「利率」、「保証区分」は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした内容をご記入ください。

|        |                               |            |       |    |                           |  |  |  |  |
|--------|-------------------------------|------------|-------|----|---------------------------|--|--|--|--|
| ご返済タイプ | <input type="checkbox"/> 口座あり | ご返済用<br>口座 | 取引支店名 | 支店 | 口座番号<br>(普通預金)<br>※右詰めで記入 |  |  |  |  |
|        | <input type="checkbox"/> 口座なし |            |       |    |                           |  |  |  |  |

※口座ありタイプの方はご記入ください。  
※口座なしタイプの方の取引店番は 373 となります。

|       |      |     |    |     |      |          |   |   |   |
|-------|------|-----|----|-----|------|----------|---|---|---|
| お名前   | フリガナ | 届出印 | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 昭和<br>平成 | 年 | 月 | 日 |
| ご自宅住所 | フリガナ |     |    |     |      |          |   |   |   |
| 電話番号  | ご自宅  | 有・無 |    |     | 携帯電話 | 有・無      |   |   |   |

**振込融資をご希望の方** 契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください。  
ご契約時に、ご指定の口座※に振込希望金額(貸越極度額を上限)をお振込みいたします。  
※口座ありタイプの方は、ご返済用口座となります。

〈口座なしタイプの方のみ〉

|        |             |               |
|--------|-------------|---------------|
| 振込希望金額 | 振込先(本人名義のみ) | 普通預金口座番号(右詰め) |
| 万円     | 銀行<br>信用金庫  | 支店            |

※振込先の口座名義がカードローンのご契約者名と同一でない場合、振込できませんのでご注意ください。

暗証番号

5枚目にご記入ください

このページはご契約内容のお客さま控えとなりますので、大切に保管してください。

# 個人情報情報の取扱いに関する同意条項

お客さま控

株式会社但馬銀行 御中  
保証委託先 株式会社オリエンコーポレーション 御中  
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中  
アイフル株式会社 御中

## 個人情報情報の取扱いに関する同意条項 (但馬銀行用)

借入申込者、連帯債務者予定者、連帯保証人予定者および物上保証人予定者(以下「私」という。)、は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。))にローン申し込みにあたり(以下「本申込」という。)、銀行が店頭に表示またはホームページに掲載されている銀行の業務ならびに利用目的のほか、本書記載の個人情報取得・保有・利用等に関する下記条項の内容を十分確認の上、これに同意します。

### 【個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項】

※物上保証人(連帯債務者・連帯保証人)を兼ねている場合を除くには、第3条は適用されません。

**第1条 (個人情報の取得・保有・利用・提供および預託)**  
1. 私は、本申込および本契約に付随する個人情報の取扱いに関する下記情報が、銀行における本申込および本申込以外の契約の与信判断(与信を含む)ならびに与信後の債権管理・回収業務のため、銀行が保護措置を講じたうえで、取得・保有・提供(銀行法施行規則第13条の6の7等)により、人種・信条・門地・本籍地・保健医療または犯罪履歴についての情報、その他の特別の非公開情報(業務上知り得た公されていない情報)は、適切な業務運営の確保の必要と認められる場合に限る。)のために利用されることに同意します。

<取得・保有する個人情報>  
① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報、返戻保証料(返戻口座および返高指定口座情報)、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報  
② 本申込ならびに本契約に付随する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報  
③ 取扱商品、サービス内容、取引先等、経営内容に関する情報  
④ 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報  
⑤ 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況、信用格付・自己査定の結果等、私の銀行における取引情報(過去のものも含む)  
⑥ 所有資産・与信取引情報等、返済能力に関する情報、および与信審査・条件変更審査内容に関する情報  
⑦ 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報  
⑧ 期間の利益喪失、法的整理、手形不渡等事故発生に関する情報、および銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報  
2. 第7条の場合など、銀行が本契約にかかる事務を第三者へ業務委託する場合に、銀行が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項(1)の取得した個人情報当該業務委託先へ預託することに同意します。

**第2条 (個人情報の利用)**  
私は、前条の個人情報、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動およびマーケティング活動、商品開発を行うために利用することに同意します。

**第3条 (信用情報機関への利用、登録等)**  
1. 私は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録されない不渡情報、貸金業法および登録を依頼された情報、破産等の首肯情報(を含む))が登録されている場合には、銀行が与信と与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査を含む)。ただし、銀行法施行規則第13条の6の7等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用することに同意します。  
2. 銀行がこの申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日およびその申込内容等が同機関により登録された期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。  
(1) 全国銀行個人信用情報センター：1年を超えない期間  
(2) 私は、株式会社日本信用情報機構：6ヶ月間  
3. 私は、下表の個人情報情報(の履歴を含む)が、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査を含む)。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。

| 登録情報   | 登録期間   |
|--|--|
| 氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報 | 下記の情報のいずれかが登録されている期間                               |
| 契約金額、契約日、完済予定年月等の本契約の内容およびその返済状況(延滞等の事実を含む。)   | 本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間          |
| 当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込内容等           | 当該利用日から1年を超えない期間                                   |
| 不渡情報   | 第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 |
| 官報情報   | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間                         |
| 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨                          | 当該調査中の期間   |
| 本人確認資料の紛失・盗難・貸付自衛等の本人申告情報                      | 本人から申告のあった日から5年を超えない期間                             |

### 株式会社日本信用情報機構

| 登録情報   | 登録期間   |
|--|--|
| 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)                             | 下記のいずれかが登録されている期間                                      |
| 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証金額)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等) | 契約継続中および契約終了後5年以内                                      |
| 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)   | 契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内) |
| 本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)  | 照会日から6ヶ月以内   |

4. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。  
5. 前項に規定する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行われます。(銀行ではできません。)

### <当行が加盟する個人信用情報機関>

| 名称                   | 所在地                                       | 電話番号         | ホームページアドレス                        |
|----------------------|---|--------------|-----------------------------------|
| 全国銀行個人信用情報センター       | 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1                 | 03-3214-5020 | https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ |
| 株式会社 日本信用情報機構 (JICC) | 〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 | 0570-055-955 | https://www.jicc.co.jp/           |

<当行が加盟する個人信用情報機関(全国銀行個人信用情報センター)が提携する個人信用情報機関>

| 名称                   | 所在地                                       | 電話番号         | ホームページアドレス              |
|----------------------|---|--------------|-------------------------|
| 株式会社 日本信用情報機構 (JICC) | 〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 | 0570-055-955 | https://www.jicc.co.jp/ |
| 株式会社 シー・アイ・シー        | 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  | 0120-810-414 | https://www.cic.co.jp/  |

**第4条 (銀行と保証会社の間での個人情報の提供)**  
私が本申込に関して保証会社に保証委託する場合は、私は、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報が、保証会社

## 個人情報情報の取扱いに関する同意条項 (保証会社用) 株式会社オリエンコーポレーション

**第1条 (個人情報の収集・利用・保有)**  
本申込(契約書、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ。)、は、株式会社オリエンコーポレーション(以下「当社」という)の申込者(本申込を含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更履歴を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査を含む)と与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で取得・利用し、当社が定める相当期間保有することに同意します。  
① 属性情報(本申込時に記載入力された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)  
② 契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名・役務名及びその数量、期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、償還用・支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)  
③ 取引情報(本契約に関する利用履歴、月々の返済状況等(内訳を含む。))取付の現在の状況及び履歴その他取引内容  
④ 支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)  
⑤ 本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)  
⑥ 映像、音声情報(申込者の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したものである)  
⑦ 公開情報(官報、電話番号、住宅地図等に記載されている情報)

**第2条 (個人情報の利用)**  
1. 申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(以下「サービス」という)に関する下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③④の個人情報を利用することに同意します。  
① 市場調査、商品開発  
② お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内  
③ 契約又は法律に基づき権利の行使、業務の遂行  
(注1) 当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(http://www.orica.co.jp)において公表しております。  
2. 申込者は、当社が本契約に基づく本契約の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

**第3条 (個人信用情報機関への登録・利用)**  
1. 申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の

社における下記の目的の達成に必要な範囲で、銀行から保証会社に提供されることに同意します。

<銀行から保証会社に提供される情報>  
① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報  
② 本申込ならびに本契約に付随する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報  
③ 商業登記簿謄本(登記事項証明書)、不動産登記簿謄本、住宅地図等の公開情報から取得する情報  
④ 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報  
⑤ 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報(過去のものも含む)  
⑥ 所有資産・与信取引情報等、返済能力に関する情報、および与信審査・条件変更審査内容に関する情報  
⑦ 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報  
⑧ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報  
<提供される目的>  
① 本申込(条件変更を含む)ならびに本契約の受付、資格確認、保証・条件変更の審査、保証・条件変更の決定  
② 保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し  
③ 加算する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者への提供  
④ 法令等に基づく契約上の権利の行使や義務の履行  
⑤ 市場調査等研究開発ならびにアンケートの実施  
⑥ 取引上必要な各種郵便物の送付  
⑦ 金融商品やサービスの各種ご提案  
⑧ 代位弁済請求の受付、代位弁済の審査  
⑨ その他私達の取引が適切かつ円滑に履行されるための行為  
また、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報が、銀行における下記の目的の達成に必要な範囲で、保証会社から銀行に提供されることに同意します。

<保証会社から銀行に提供される情報>  
① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報  
② 本申込ならびに本契約に付随する付属書類等に記載のすべての情報および銀行が口頭にて確認する情報  
③ 保証会社における保証審査の結果に関する情報  
④ 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報  
⑤ 保証会社における保証審査の結果、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報  
⑥ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報  
⑦ 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報  
<提供される目的>  
① 保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認  
② 保証依頼基準の見直し  
③ 代位弁済完了の確認  
④ 本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびその管理  
⑤ 加算する個人信用情報機関への提供  
⑥ 法令等に基づく契約上の権利の行使や義務の履行  
⑦ 市場調査等研究開発  
⑧ 取引上必要な各種郵便物の送付  
⑨ 金融商品やサービスの各種ご提案  
⑩ その他私達の取引が適切かつ円滑に履行されるための行為

**第5条 (個人情報の債権譲渡を含む第三者提供)**  
私の個人情報の債権譲渡(証券化といった形式で、他の事業者等に転移することがあります。私は、その際、私の個人情報当該債権譲渡または証券化に必要な範囲で、債権譲渡または証券化のために設立された特別目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

**第6条 (個人情報の提携先への第三者提供)**  
私は、本申込が提携ローン(職域提携ローン、業者提携ローン等)等で下記に該当する場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報が、下記の目的の達成に必要な範囲で銀行から提携先に提供されることに同意します。

<提携先が当事者>  
① 提携先の保証がある場合  
② 提携先の利子補給がある場合  
③ 提携先が返済手続をする場合  
<提供される目的>  
① 氏名、住所、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報および利子補給を直接受領する場合に限り  
② 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報  
③ 提携先の保証がある場合は、銀行が提携先に対して代位弁済を請求するに際し必要な情報  
<提供される目的>  
① 提携先による保証取引の継続的な管理  
② 提携先における利子補給の手続き  
③ 提携先による返済の手続き

**第7条 (個人情報の債権回収会社への第三者提供)**  
銀行が、債権管理回収に関する特別措置法第3条に基づき法律大臣の許可を受けた債権回収会社に本契約にかかわる債権の管理・回収を委託する場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報が、保証会社から銀行に提供されることに同意します。  
<提供される目的>  
① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載のすべての情報  
② 本申込ならびに本契約に付随する付属書類等に記載のすべての情報および口頭にて確認する情報  
③ 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報  
④ 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況、信用格付・自己査定の結果等、私の銀行における取引情報(過去のものも含む)  
⑤ 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報  
⑥ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報  
<提供される目的>  
管理回収会社における銀行債権の管理・回収のため

**第8条 (個人情報の開示・訂正・削除)**  
1. 私は、銀行に登録・登録済は電子計算機、ファイルにより検索可能な状態にあるものとさせていただきます。自己に関する客観的な取引事実に基づく個人信用情報に関する、銀行の手続きにより開示を請求することができます。但し、銀行の審査基準・ノウハウに属する個人情報、銀行が行う個人に対する評価・分類・区分に関する情報およびその他銀行の業務に基づき記録されている情報であって、これを開示することで業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると銀行が判断した情報については、銀行は開示しないものとします。  
(注) 1. 銀行に開示を求めるときは、銀行の問い合わせ窓口または連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。  
(ホームページアドレスはhttps://www.tajimabank.co.jp/)  
2. 第2条第5項に記載の個人信用情報機関に開示を求めるときは、当該機関に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。  
2. 開示を行った結果、個人情報内容が事実でないことが判明した場合の訂正・削除の申し立てについては、個人信用情報機関および銀行が定める手続きおよび方法によって行います。

**第9条 (条項の不同意)**  
1. 私が本契約に必要な記載事項(本申込書・申込人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合、および本同意の内容の全部又は一部に同意できない場合は、私は、銀行が本同意を断ることがあっても異議を述べないものとします。但し、第2条のみ同意しない場合に関り、これを理由に銀行が本契約を断ることはできません。  
2. 銀行は、申込者が第2条に同意しない場合、宣伝物・印刷物送付等の営業業を行うための利用停止の措置を取るとします。

**第10条 (個人情報の利用停止)**  
本同意条項第2条に同意を得た範囲内で銀行が個人情報を利用している場合であっても、私から中止の申出があった場合は、それ以降の範囲でこの本同意条項第2条に基づく利用を停止する措置を取るとします。

**第11条 (契約の不成)**  
個人情報が一定期間利用されることには同意します。  
**第12条 (条項の変更)**  
本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。  
**第13条 (各お問い合わせ窓口)**  
本同意条項に関するお問い合わせおよび第8条の個人情報の開示・訂正・削除の請求ならびに第9条第2項および第10条の利用停止の申出は、銀行の問い合わせ窓口とします。なお、問い合わせ窓口は銀行の店頭に表示または銀行のホームページに掲載します。  
(ホームページアドレスはhttps://www.tajimabank.co.jp/)

以上





# 株式会社オリентコーポレーションにかかる保証委託約款

申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下「金融機関」という。）との表記カードローン契約（以下「カードローン契約」という。）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証すること、株式会社オリентコーポレーション（以下「保証会社」という。）に委託します。又、カードローン契約の内容及び変更があるときは、変更後の内容について保証を委託します。

## 第1条（保証委託）

1. 申込者は、カードローン契約に基づき申込者が金融機関に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。
2. 前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が連帯保証の承認の旨を金融機関に通知し、かつ、カードローン契約が成立した時にその効力が生ずるものとします。
3. 前項の保証会社の連帯保証は、金融機関・保証会社間で別連絡網される保証契約の約定に基づき行われるものとします。
4. 本保証委託契約（以下「本契約」という。）の有効期間はカードローン契約の取引期間と同一としますが、カードローン契約の取引期間が延長又は更新されたときは、本契約の有効期間も当然に延長又は更新されるものとします。

## 第2条（保証債務の履行）

1. 申込者は、申込者が金融機関に対する債務の履行を遅滞したため、又は、金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、保証会社が申込者に対して何ら通知、催告することなく、金融機関に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。
2. 申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込者が金融機関との間で締結した契約のほか本契約の各条項を適用されも異議ありません。

## 第3条（求償権の事前行使）

1. 保証会社は、申込者について次の各号の事由の一つが生じたときは、保証会社は求償権を事前に行使できるものとします。
  - (1) 糞尿、仮葬、仮火葬、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けるとき、仮留置担保の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他の裁判上の倒産手続の申立てがあったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
  - (3) 担保物件が滅失したとき。
  - (4) 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - (5) 金融機関又は保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
  - (6) 第10条第1項に規定する暴力団等若しくは同項各号に該当したとき、若しくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定若しくは表明・確約に関して虚偽の申告をしたとき。
  - (7) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込者の所在が不明となったとき。
2. 前号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社は求償権を事前に行使する場合には、民法第461条に基づき抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

## 第4条（求償権の範囲）

申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

## 第5条（返済の充当順序）

申込者は、申込者が保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が優先的に受取れるものとします。なお、申込者について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。

## 第6条（担保の提供）

申込者は、自己の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

## 第7条（住所の変更等）

1. 申込者は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、若しくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。

# SMBCコンシューマーマーファイナンス株式会社にかかる保証委託約款

私は、次の各条項に同意のうえ、株式会社但馬銀行（以下「金融機関」という。）との、但馬銀行カードローン当座貸越契約規定（当座貸越規定）（以下「カードローン契約」という。）に基づき私が金融機関等に対して負担する債務について、保証委託者としてSMBCコンシューマーマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）に保証を委託します。

## 第1条（保証委託）

1. 本約款に基づき保証（以下「本保証委託契約」という。）は、保証委託者からの申込みを保証会社が承諾したときに成立するとします。
2. 保証委託者が保証会社に保証を委託する債務（以下「被保証債務」という。）の範囲は、カードローン契約に基づき保証会社が金融機関等に対して負担する借入金、利息、損害金その他の一切の債務とし、カードローン契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約も当然に変更されるものとします。
3. 本保証委託契約の有効期間は、カードローン契約の取引期間と同一とし、カードローン契約が延長されたときは、当然に本保証委託契約の有効期間も延長されるものとします。

## 第2条（保証会社による保証）

保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うことと決定をした後、カードローン契約が有効に成立したときに効力が生ずるものとします。

## 第3条（債務の弁済等）

保証委託者は、カードローン契約の各条項を遵守し、弁済期日には元金共に遅滞なく支払い、保証会社に一切負担をかけるものとします。

## 第4条（代位弁済）

1. 保証会社が金融機関等から代位弁済を求められた場合、保証委託者が金融機関等からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に通知し、保証委託者が金融機関等から請求する旨を通知する旨を要せず、金融機関等に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。
2. 保証会社が金融機関等から代位弁済した場合、金融機関等が保証委託者に対して有しているカードローン契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。
3. 前項より保証会社が承継した権利を行使する場合、カードローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。

## 第5条（求償権の範囲）

前条により保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、保証委託者は、次の各号に定める諸費用等について弁済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に支払うものとします。

1. 前条より保証会社により保証を受けることと認められた場合、保証委託者は、保証委託者に対する通知の事由を要せず、金融機関等に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。
2. 保証会社が金融機関等から代位弁済した場合、金融機関等が保証委託者に対して有しているカードローン契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。
3. 前項より保証会社が承継した権利を行使する場合、カードローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。

## 第6条（求償権の事前行使）

1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対して、残債務の全部または一部について求償権を行使することを認めます。
  - ①金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき
  - ②保佐人、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに関する申立て
  - ③相次公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があったとき
  - ⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき
2. 保証委託者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、カードローン契約に基づき債務または被保証債務について供託し（以下「担保」という。）を要せず、求償に応じ、かつ、保証会社に担保し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しなくともします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの前回の求償権の行使に応じないものとします。

## 第7条（返済の充当順序）

1. 保証委託者が弁済し、又は提供した給付が、本保証委託契約に基づく保証会社に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、保証委託者は、支払の順序について保証会社に同意するものとします。ただし、保証会社との同意が、かつ、保証委託者から充當の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充當するものとします。
2. 保証委託者が保証会社に対して複数の債務（本保証委託契約に基づくものであるか否かを問わない）を負担している場合において、保証委託者が弁済し、又は提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるに足りないときは、保証委託者は、支払の順序について保証会社に同意するものとします。ただし、保証会社との同意が、かつ、保証委託者から充當の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充當するものとします。

## 第8条（本契約の解約）

1. ローン契約または本保証委託契約の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、本保証委託契約を解約することができるものとします。

2. 申込者は、前項の通知を通知し、保証会社からの通知又は送付書類等が延滞又は不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことと異議ありません。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

## 第9条（調査・報告）

1. 保証委託者の財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社が情報の提供を求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。

2. 申込者は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

## 第9条（保証委託契約の解約等）

1. 保証委託者は、申込者と金融機関との間のカードローン契約に定める取引期間満了前においても、申込者が第3条第1項各号に定める事由に該当した場合は他の保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとします。① 金融機関に対し貸付額の減額を申し入れること。② 金融機関に対し貸付の中止を申し入れること。③ 保証委託契約を解約すること。

## 第10条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、申込者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロウ又は特殊能力者集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されべき関係を有すること。

2. 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。
- (5) その他前号に準ずる行為。

3. 申込者が、暴力団員等若しくは第1項各号に該当した場合、又は第2項各号の何れかに該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができるものとします。また、保証委託者に対する住所変更の届出を怠る等申込者の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込者の所在が不明となったときは、保証会社に損害が生じたときでも、保証会社に対して何らの請求をしないものとします。

## 第11条（費用の負担）

申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用、及び第2条又は第3条によって取得した権利の保全若しくは行使に要した費用を負担します。

## 第12条（管轄裁判所の合意）

申込者は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟等のいかなるかわからず申込者の住所地、金融機関及び保証会社の本社・各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## 第13条（契約の変更）

1. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

2. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

3. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

4. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

5. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

6. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

7. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

8. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

9. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

10. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

11. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

12. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

13. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

14. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

15. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

16. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

17. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

18. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

19. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

20. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

21. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

22. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

23. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

24. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

25. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

26. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

27. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

28. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

29. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

30. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

31. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

32. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

33. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

34. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

35. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

36. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

37. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

38. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

39. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

40. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

41. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

42. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

43. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

44. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

45. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

46. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

47. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

48. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

49. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

50. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

51. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

52. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

53. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

54. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

55. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

56. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

57. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

58. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

59. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

60. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

61. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

62. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

63. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

64. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

65. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

66. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

67. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

68. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

## 口座なしタイプ ご利用のご案内

### お借入れ・ご返済

当行、ゆうちょ銀行、イオン銀行および以下のコンビニATMでお借入・ご返済いただけます。

ご利用いただけるコンビニATM



- ※お借入は、上記のATMのほか、全国の提携金融機関のATMでも可能です。
- ※ATMからのお借入(出金)はご利用時間、ご利用機関により所定の手数料が必要となります。ご返済(入金)時には、ATM入金手数料は無料です。
- ※1日あたりの出金限度額がございますので、あらかじめご了承ください。(カードお届け時50万円。窓口で変更可能です。)
- ※コンビニATMのご利用時間について、毎月第1・第3月曜日の2:00~6:00はご利用いただけません。  
また、システムメンテナンスなどにより、ご利用いただけない時間帯があります。
- ※ATMの稼働日・稼働時間は、店舗およびご利用機関等によって異なります。

### ご返済額

毎月のご返済額は、前回約定返済後のお借入残高に応じて変わります。  
 前回約定返済後のお借入残高に応じたご返済額(約定返済額)は次のとおりです。  
 なお、前回約定返済後のお借入残高が2千円未満の場合は、前回約定返済後の千円未満を切り捨てた千円単位の金額となります。  
 ※ご返済期日までに、約定返済額以上のご返済をいただくと、約定返済となります。

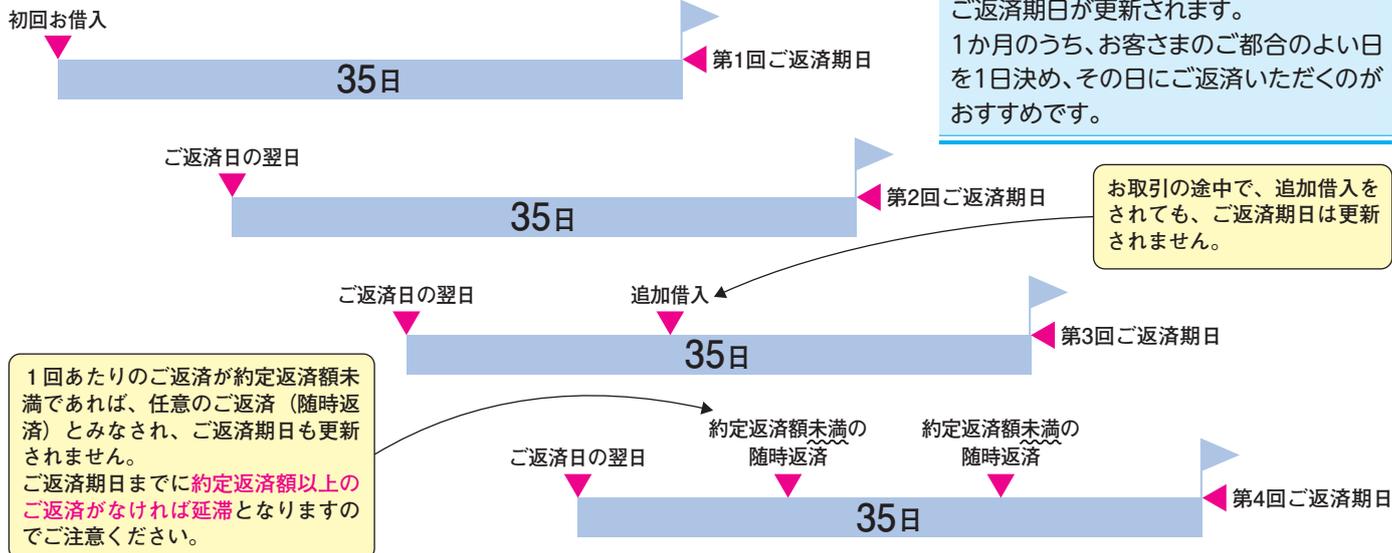
| 前回約定返済後の貸越残高  | 約定返済金額  | 前回約定返済後の貸越残高             | 約定返済金額   |
|---------------|---------|--------------------------|----------|
| 2千円以上10万円以下   | 2,000円  | 200万円超300万円以下            | 40,000円  |
| 10万円超30万円以下   | 5,000円  | 300万円超400万円以下            | 50,000円  |
| 30万円超50万円以下   | 10,000円 | 400万円超500万円以下            | 60,000円  |
| 50万円超100万円以下  | 20,000円 | 以降 貸越残高100万円増加するごとに1万円増加 |          |
| 100万円超200万円以下 | 30,000円 | 900万円超                   | 110,000円 |

1回の操作でのご入金額が約定返済額未満の場合は随時返済の扱いとなり、約定返済期間中のご返済合計額が約定返済額を超えた場合でも、約定のご返済がないものとして延滞となりますのでご注意ください。

### ご返済日

初回ご返済期日は、お借入日の翌日から35日目です。その後は、前回ご返済日の翌日から35日目のご返済期日となります。

#### ご返済イメージ



# 口座ありタイプ ご利用のご案内

## お借入れ

当行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、全国の提携金融機関および右のコンビニATMでお借入いただけます。  
1,000円からご利用いただけます。



### 自動融資機能付

返済用にご指定の普通預金口座からの預金のお引出しや、公共料金等の口座振替により残高が不足した場合に、不足額をご利用限度額の範囲内で自動的にご融資いたします。

※積立定期預金、定期預金、貯蓄預金、投資信託への振替資金および当行お借入金の返済資金は、自動融資されません。

- ※1日あたりの出金限度額がございますので、あらかじめご了承ください。(カードお届け時50万円。窓口で変更可能です。)
- ※ATMからのお借入(出金)はご利用時間、ご利用機関により所定の手数料が必要となります。ご返済(入金)時には、ATM入金手数料は無料です。
- ※コンビニATMのご利用時間について、毎月第1・第3月曜日の2:00~6:00はご利用いただけません。また、システムメンテナンスなどにより、ご利用いただけない時間帯があります。
- ※ATMの稼働日・稼働時間は、店舗およびご利用機関等によって異なります。

## ご返済

### 約定返済

毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)の午前7時までにご指定のご返済用口座から引落しします。毎月の約定返済日のご利用残高に応じた下表の金額をご返済いただけます。

| 前回約定返済日の貸越残高  | ご返済額    | 前回約定返済日の貸越残高             | ご返済額     |
|---------------|---------|--------------------------|----------|
| 10万円以下        | 2,000円  | 200万円超300万円以下            | 40,000円  |
| 10万円超30万円以下   | 5,000円  | 300万円超400万円以下            | 50,000円  |
| 30万円超50万円以下   | 10,000円 | 400万円超500万円以下            | 60,000円  |
| 50万円超100万円以下  | 20,000円 | 以降 貸越残高100万円増加するごとに1万円増加 |          |
| 100万円超200万円以下 | 30,000円 | 900万円超                   | 110,000円 |

### 任意返済

上記の約定返済のほかに、当行のお取引店窓口またはATMで元金を随時ご返済いただけます。(ATMの場合は、ATM画面の「お預入れ」ボタンを押し、専用ローンカードを挿入してご入金ください。)

- ※ご契約後、最初に到来する約定返済日にはお利息の加算のみ行われ、ご返済金の引落しはされませんので、ご了承ください。
- ※任意返済をされた場合でも、毎月の約定返済を行っていただけます。
- ※約定返済日中に返済用口座残高不足等によりご返済が無い場合は延滞となり、延滞中は本ローンに関する一切のお取引はできません。
- ※延滞中にご指定の返済用口座にご入金があった場合は、約定返済額を即時に引落しさせていただきます(延滞は解消となります)。

## Tポイント付与について

Tカード番号を申請いただくと、毎月の約定返済額に応じたTポイントが貯まります。

※Tカードをお持ちで、Tポイント付与をご希望の場合は、別途「Tカード番号申請書兼同意書」をご提出ください。

カードローンの約定返済額 **100円**につき



**1ポイント**

例えば、約定返済額が5,000円だった場合は、Tポイントが50ポイント、  
30,000円だった場合は、Tポイントが300ポイント貯まります。

- 「Tカード番号申請書兼同意書」は店頭に備え置きしているほか、当行ホームページにご用意しております。
- Tポイント付与は、Tカード番号の申請日(銀行受付日)の翌月より行われる約定返済分から付与対象となります。
- ポイント付与は、約定返済の翌月末ごろとなります。(システムの都合により前後することがあります。)
- ローンのご返済を延滞した場合はポイントは貯まりませんのでご注意ください。
- 毎月の約定返済以外に、ATMから随時ご返済をいただけますが(任意返済)、任意返済に対してポイントは貯まりませんのでご注意ください。
- 但馬銀行カードローン(口座なしタイプ)の約定返済時には、約定返済額以上の入金をすることができますが、貯まるTポイントは変わりませんのでご注意ください。(約定返済+任意返済と見なされ、約定返済額分のみに対して貯まります。)
- 但馬銀行カードローン(口座なしタイプ)は同月内に複数回の約定返済をいただくことができますが、Tポイントが貯まるのはそのうちの一度の約定返済分のみとなります。(もっとも大きい約定返済額に対してポイント付与いたします。)
- 有効期限切れなどTカードとして機能が無効になっている場合、ポイントは貯まりません。
- Tカード・Tポイントに関するお問い合わせは、Tカードサポートセンター/TEL.0570-029294(10:00~21:00 年中無休)へご連絡ください。

ご契約書類の郵送による送付時にお使いください。

# 宛 名 用 ラ ベ ル

- ① 下記宛名ラベルをA4サイズ用紙に印刷してください。(原寸のまま、拡大・縮小印刷はしないでください。)
- ② 切り取り線で切り取って、定型封筒にしっかりと貼付してください。  
※必要分の切手を貼付のうえご利用ください。

必要分の切手を貼ってご投函ください。

6 6 8 8 7 9 0

(受取人)

兵庫県日本郵便豊岡郵便局私書箱50号

株式会社 但馬銀行

メールオーダーサービス係 行

定型封筒に貼付してご使用ください。

切り取り線

個人ローン部

切り取り線

個人ローン部

6 6 8 8 7 9 0

(受取人)

兵庫県日本郵便豊岡郵便局私書箱50号

株式会社 但馬銀行

メールオーダーサービス係 行

個人ローン部

封をする前に、再度必要書類をご確認ください。

### ご返送いただく書類

- 借入申込書
- 暗証番号届出書
- ご本人確認書類
- 所得証明資料

※ご契約予定の貸越極度額が50万円を超える場合のみ

提出された書類に不備・不足等がある場合、再度提出をお願いする場合や、お手続きに時間がかかる場合がございますのでご注意ください。